

● ● ● お答えします ● ● ●

国政モニターの声に対する回答

◆民生委員の一斉改選時期の見直しを

民生委員・児童委員の一斉改選は、民生委員法創設時から、3年目毎の12月1日に施行されてきたところです。そして、法第10条で民生委員の任期等では、「民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は3年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。」となっております。

その後、時代の変遷による、民生委員活動の実施計画及び年度予算計画などの事務手続きなどを統合的に勘案すると、一般的に社会通念上、3年目毎の4月1日に民生委員・児童委員の一斉改選が行われることが妥当と考えられる

その理由を列挙すると、次のとおりである。①3年目毎の年度途中で一斉改選すると、事務引き継ぎがスムーズにいかない。②年度の途中で新規に役員改選も生じ、途中からの協議会の運営にも支障をきたす。③予算執行上の会計処理等も十分な引き継ぎができていく。④3年目毎の4月1日に一斉改選することにより、事業計画、予算計画及び協議会役員も改選され、すべて最初からスムーズに活動・実施することができる。

民生委員は法第1条で、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」ということが定められています。

そこで、地域で活動する民生委員と住民との関わりの中で、住民サービスが十分できるよう、また民生委員が活動しやすいよう、上述の如くの理

由から、法律改正がなされるべきである。

過去には、このような意見・要望も末端の単位民児協連絡会の話題としてあったように聞いておりますが、一市民として要望したいので、ご検討をお願いします。（埼玉県 無職 男 68歳）

回答：厚生労働省

1 はじめに、民生委員・児童委員（以下、「民生委員」と記載します。）の一斉改選の時期が12月1日となっている経緯について、説明いたします。

昭和23年に民生委員法が公布・施行され、民生委員の任期はすべて委嘱後3年とされていたため、各民生委員の任期がまちまちで、その任期満了の都度後任者を選任する取扱となっていました。

そこで、昭和28年の民生委員法の一部改正の際に、同法第10条を「但し、補欠の民生委員の任期は、前任者の在任期間とする。」と改正し、また、附則の経過規定において「この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第10条の規定にかかわらず、昭和28年11月30日までとする。」と規定され、以来、民生委員の任期は全員3年ごとに11月30日までとなったところです。

なお、ご参考までに、関係する民生委員法の条文等を抜粋し、掲載いたします。

◇民生委員法（抄）

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、三年とする。ただし、補欠の民生委員の任期は、前任者の在任期間とする。

◇附則（昭和28年）（抄）

3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。この法律の施行後、従前の第八条の規定による民生委員推薦会の推薦により民生委員を委嘱される者の任期も、同様とする。

2 ご案内のとおり、民生委員活動は福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力や社会福祉事業者等との連携を図りながら、住民に対する援助を行っているため、いただいたご意見のとおり4月1日に変更した場合、民生委員と行政担当者等が同時期に異動することになり、地域住民の日々の生活に必要な援助を途切れなく提供するという観点からみると、職務に支障が生じるおそれがあります。

また、住民の方も4月1日に生活環境が変わることが多いため、この時期に民生委員が変わることにより、住民の生活状態の適切な把握に支障が生じることも考えられます。

厚生労働省としては、改選時期が12月1日であることによって、民生委員による住民サービスが滞りなく円滑に行われていると考えておりますが、いずれにしても、今後とも関係者のご意見も聞きつつ、民生委員が活動しやすいより良い環境づくりに努めて参りたいと考えております。